

平成 18 年 8 月 25 日

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会

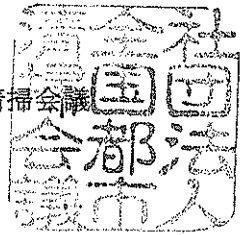
電気・電子機器リサイクルワーキンググループ

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会

家電リサイクル制度評価検討小委員会

合同会合座長 細田 衛 士 様

社団法人 全国都市清掃会議



家電リサイクル法の見直しに関する 意見書

日頃より、市区町村等が行う廃棄物行政に対し格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、現在、審議が進められております家電リサイクル法の見直しに関し、当会議として別添のとおり意見書を取りまとめましたので、ご検討の程よろしくお願いいたします。

意見書

平成18年 8月

社団法人 全国都市清掃会議

家電リサイクル法の見直しに関する意見

社団法人 全国都市清掃会議

平成13年4月から施行された「特定家庭用機器再商品化法」（以下「家電リサイクル法」という。）は、消費者、小売業者、製造業者の役割分担によるリサイクルシステムであり、循環型社会の構築に向けた先駆的な取り組みであると評価するものである。

しかしながら、当会議としては、現行家電リサイクル法では、住民が対象機器の排出時に収集・再商品化費用を支払うことから、依然として対象機器の不法投棄が多いこと、さらに、不法投棄された対象機器の再商品化費用は、市区町村の負担となっていることなどの検討すべき課題について指摘してきたところである。

国においては、本年6月下旬から、中央環境・産業構造両審議会の合同会合において家電リサイクル法の見直しに向けた審議を開始し、既に、製造業者、小売業者、自治体等関係者からのヒアリングを終え、今後の合同会合において、論点整理・審議を行っていく予定となっている。

については、両審議会の合同会合での審議に当たって、家電リサイクル法の見直しに関する当会議の意見を次のとおり提出する。

1. 廃家電製品の再商品化費用の徴収方法の見直しについて

家電リサイクル法が施行されて5年が経過したが、未だ対象機器の不法投棄対策は各市区町村に共通する重要課題である。現行家電リサイクル法では住民が対象機器を排出する時に収集・再商品化費用を支払うため、不法投棄が後を絶たない状況にある。

また、毎年廃棄される対象機器のうち、約半数の処理ルートが不明、いわゆる『見えないフロー』があるといわれている。このことは、家電リサイクル法の目的である廃棄物の適正処理と資源の有効利用の確保の観点から見て、制度運用上の大きな課題である。

については、現行の再商品化費用の支払い方法である「後払い方式」については、既にパソコンや自動車で実施され、成果を挙げている製品の購入時に再商品化費用を支払う「前払い方式」に改めること。

2. 不法投棄された廃家電製品の再商品化費用の負担について

現在、不法投棄された対象機器を市区町村が回収した後、再商品化する費用については市区町村が負担しているが、これを事業者責任により製造業者等が負担する制度を創設すること。

3. 対象品目の拡大について

資源の循環利用を促進するため、有用資源を含む廃家電製品（液晶テレビやプラズマテレビ等）について、また、大型、重量がある、有害物質を含む廃家電製品など（例、衣類乾燥機、電子レンジ、電動マッサージチェア、電気オイルヒーター等）についても対象品目に追加すること。

4. 指定引取場所の整備について

製造業者が設置する指定引取場所は、現在、A、Bの2グループに分かれて運営されているが、対象機器を直接持ち込む市民の利便性向上のため各指定引取場所でいずれのメーカーのものでも引渡しができるようにすること。さらに引取場所を増設するなど、市民が持ち込みやすい体制を整備すること。